

7. 寮務關係

(1) 學寮管理運營規則

(2) 寮生心得

(1) 学寮管理運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宇部工業高等専門学校学則第41条第3項の規定に基づき、本校における学寮の管理運営に関し必要な事項について定めるものとする。

(学寮の目的)

第2条 学寮は、学生に勉学上適正な環境を与え、規律ある共同生活をとおして人間形成を助長し、高等専門学校教育の徹底を図ることを目的とする。

(宿日直)

第3条 学寮管理のため、学寮開寮期間中は宿日直者を置く。ただし、長期休業中に学寮を開寮する場合はこの限りではない。

(指導寮生)

第4条 校長は、高学年の寮生の中から適任者を選び、低学年の寮生の指導を補助させることがある。

(学寮委員会)

第5条 学寮の円滑な運営をはかるために必要な事項は、宇部工業高等専門学校学寮委員会において審議する。

2 学寮委員会の規則については、別に定めるところによる。

(入寮)

第6条 入寮を希望する者又は前学年度に引き続き在寮を希望する者は、その理由を付して、本人と保護者等が連署した入寮願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の願い出に対する入寮の許可は、その学年末までとする。

3 入寮の時期は、原則として学年始めとする。ただし、定員に欠員を生じたときは、希望者を募集し、選考の上入寮を許可することがある。

4 その他入寮に関して必要な事項は別に定める。

(寄宿料及び諸経費)

第7条 寮生は、次の各号について、所定の期日までに納入しなければならない。

(1) 寄宿料

(2) 別表に定める経費

(施設、設備の保全)

第8条 寄生は、居室、共同施設、その他学寮の施設を正常な状態に保全するため次の各号に定めるところに従わなければならない。

- (1) 居室を居室以外の目的に使用しないこと。
- (2) 居室には部外者を宿泊させないこと。
- (3) 学寮施設に許可なく掲示、貼紙等をしないこと。
- (4) 施設、設備を滅失、汚損しないこと。
- (5) 防火管理、保健衛生管理、災害防止、その他学寮施設の管理運営上必要とする事項については学校の指示に従うこと。
- (6) 環境を清潔に整備すること。

2 学寮の施設、器物を汚損又は紛失したときは、事情により、相当金額の一部又は全部を弁償せざることがある。

(共同生活の自主的規律)

第9条 寄生は、寮務主事の指導の下に寮生活を自律的に運営するための組織を作ることができる。

2 前項により組織された団体の規約及び活動については、校長の承認を得なければならない。

(生活規律)

第10条 寄生は、別に定める学寮に関する諸規則を守らなければならない。

(保健衛生)

第11条 寄生は、環境の清潔整頓に努めるとともに健康の維持増進に留意しなければならない。

2 寮務主事は、寄生に健康管理上問題があると判断した場合、学校医等と相談の上適宜処置することがある。

(退寮)

第12条 寄生で退寮を希望する者は、本人と保護者等が連署した退寮願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 寄生が休学を許可されたとき、及び出席の停止を命ぜられたときは、その期間、原則として在寮させないものとする。

3 長期休業中だけの退寮は認めない。

(退寮処分)

第13条 寄生が、次の各号のいずれかに該当するときは、校長は退寮を命ずるこ

とができる。

- (1) 3か月以上第7条に定める寄宿料又は経費の納入を怠ったとき。
- (2) 共同生活の秩序を著しく乱す行為のあったとき。
- (3) 病気その他保健衛生上の理由により共同生活に適しないと認めたとき。

2 退寮を命ぜられた者は、速やかに退寮しなければならない。

(寮生以外の者の宿泊)

第14条 寮生以外の者が、学寮に宿泊する必要がある場合は、校長に宿泊を願い出て、その許可を受けなければならない。

(寮生心得)

第15条 この規則に定めるもののほか、学寮に関する必要事項は別に定める寮生心得によるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 現行の宇部工業高等専門学校学寮管理運営規則は廃止する。

(省略)

附 則 (令和3年3月8日一部改正)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

| 区分 | 経費名称 |
|----|--------------------------|
| 1 | 入寮金（前年度から引き続き再入寮する者は除く。） |
| 2 | 寮費 |
| 3 | 寮生会費 |
| 4 | 給食費 |

(2) 寮生心得

寮 訓

自律・友愛・協調

自律………自主的に規則正しい生活を身につける。

友愛………友情あふれる温かい人間関係をつくる。

協調………協力して良い環境づくりに努める。

1 日課

(1) 次の日課表に従い、規則正しい生活をすること。

| | |
|--------|-------------------|
| 起床 | 7 : 20 |
| 朝食 | 7 : 40 ~ 8 : 30 |
| 昼食 | 11 : 55 ~ 12 : 50 |
| 夕食 | 17 : 40 ~ 19 : 40 |
| 入浴 | 18 : 00 ~ 21 : 30 |
| 門限 | 21 : 00 |
| 点呼 | 21 : 45 |
| 自習 | 点呼後 ~ 22 : 50 |
| 消灯 (注) | 23 : 00 |

(注) 試験開始 2 週間前からは午前 1 時まで、試験時間割発表日から試験終了の前日までは午前 2 時までスタンドによる延灯ができる。

2 点呼

- (1) 自己の所在を明らかにし、責任ある行動をとること。
- (2) 門限までに帰寮し、点呼に出席しなければならない。
- (3) 門限時刻から起床時刻までの間は許可なく外出してはならない。
- (4) 特別な理由で点呼に出席できないときは、必ず寮務主事に届け出ること。
- (5) 点呼責任者は、確実に点呼を行い、点呼簿に記入すること。
- (6) 不明者がいるときは、速やかに寮務室へ届け出る。

3 自習時間

- (1) 自習時間中は静謐にし、学習に専念する。
- (2) 雑談、放歌等他人の迷惑になることはしない。
- (3) みだりに他人の居室に入りしない。
- (4) クラブ活動のミーティング等は、自習時間を避ける。

4 帰省、外泊

- (1) 宿泊を伴う帰省をするときは、帰省（外泊）願を寮務室に提出する。

- (2) 次の理由により外泊するときは、帰省（外泊）願を寮務室に提出する。
 - ① 学校行事
 - ② 学校の承認を得て行う課外活動・学生会行事
 - ③ 病気による入院等
 - ④ その他、寮務主事が認める特別な場合
- (3) 外泊、外出するときは、同室者にも行き先、帰寮日時等を知らせておく。
- (4) 予定の日時に帰寮できないときは、寮務室に連絡する。
- (5) 帰寮予定期刻を過ぎても同室者が帰寮しないときは、寮務室に届け出る。

5 食事

- (1) 食事は所定の時間に食堂でとる。また、マナーの向上を図る。
- (2) 欠食届は、2日前の昼休み時間までに寮務室に提出する
- (3) 給食以外の調理をする食事の調理及び喫食は、補食室で行う。

6 保健衛生

- (1) 病気になったときは本人、又は同室者が寮務室に届け出て、指示に従って健康の回復に努める。
- (2) 居室内では上履きを使用し、屋外用の履き物と区別する。
- (3) 寝具、衣服類などは清潔にしておく。
- (4) 居住棟内の清掃を毎日行い、環境の美化に努める。

7 防災

- (1) 火災又は非常の事故を発見したときは、直ちに臨機の処置をとるとともに寮務室に連絡し、その指示に従って行動する。
- (2) 寮で行う防火避難訓練に参加すること。
- (3) 寮内でのガスの使用は認めない。

8 盗難予防

- (1) 自己の所持品に記名するなど管理に注意し、特に現金、貴重品の保管に気をつける。
- (2) 不必要な現金は所持しないで、郵便局等の預貯金を利用する。
- (3) 居室を留守にするときは、必ず施錠する。
- (4) 万一、盗難にあったときは、速やかに寮務室に届け出る。

9 車両の持ち込み

- (1) 自動車の持ち込みは禁止する。
- (2) 自動二輪車（原動機付自転車含む。以下同じ。）の持ち込みは原則として禁止する。ただし、やむをえない理由によって持ち込みを希望する者は、以下に定める基準を満たした上で、許可願を提出し許可を受ける。

- ① 排気量が125cc以下であること。
 - ② 保護者の同意を得ていること。
 - ③ 使用車両の名義は本人又は家族であること。
 - ④ 任意の損害賠償保険に加入していること。
 - ⑤ 過去に重大な違反がないこと。
- (3) 自転車を持ち込む場合は、必ず防犯登録を行った上で、許可願を提出し許可を受けること。
- (4) 自転車及び自動二輪車は、所定の場所に整然と置くこと。

10 暴力禁止

- (1) いかなる場合も暴力を用いない。
- (2) 暴力のおそれがあるときは、寮務室に申し出て指示に従うこと。

11 礼儀

- (1) 他人に迷惑が掛かる行為はしない。
- (2) 気持ちよい挨拶を行う。

12 その他、注意事項

- (1) 長期休業中は、原則として閉寮する。
- (2) 寮内で飲酒、喫煙、麻雀をしない。
- (3) 部外者(保護者や本校通学生以外の者)や異性を寮棟内に立ち入らせない。
- (4) 特別の場合以外は自室で寝ること。
- (5) 寮内では動物を飼育しない。
- (6) 寮生保護者及び本校通学生が寮棟内に立ち入る場合は、寮務室備え付けの「面会簿」に記入の上、寮務室で許可を得て入室させること。面会時間は、8時30分から21時までとする。寮生以外の者を宿泊させないこと。
- (7) 寮内の施設、備品を損傷させた場合は、直ちに寮務室に申し出る。また、備品類は勝手に移動、分解等をしない。
- (8) 居住棟談話室のテレビ視聴可能時間は点呼時刻までとする。
- (9) 廊下や階段等、公共の場所に私物を放置しないこと。
- (10) 本心得に違反するなど、寮生としてふさわしくない行為があった場合は、厳重に措置される。

附 記

- 1 この心得は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 現行の宇部工業高等専門学校寮生心得(平成6年4月1日制定)は、廃止する。

(中 略)

附 記

- 1 この心得は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 現行の宇部工業高等専門学校寮生心得（平成8年4月1日制定）は、廃止する。

附 記

この心得は、平成31年4月1日から施行する。

附 記

この心得は、令和2年4月1日から施行する。